

栃木県個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準の制定について(例規通達)

(平成18年3月23日)

(栃広第3号栃木県警察本部長通達)

平成18年4月1日から、公安委員会及び警察本部長が、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)の実施機関となることに伴い、条例に基づく保有個人情報の開示請求に対する処分の適正を図るため、みだしの審査基準を別添のとおり定め、同日から実施することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

栃木県個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準

第1 趣旨等

本審査基準は、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。)に基づき公安委員会及び警察本部長が行う保有個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を示したものである。

開示決定等の判断は、原則として本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の内容等に即し、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

第2 保有個人情報の開示・非開示に関する基本事項

1 開示・非開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例は、非開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の姿勢をとっている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、県民の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例は、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 非開示情報の類型

条例第15条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があり得る。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、同条各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

なお、条例の非開示情報の構成は、基本的に栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号。)の非開示情報の構成に準拠している。また、栃木県情報公開条例と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の制度を採用している。

第3 非開示情報該当性の判断基準

1 条例第15条第1号(法令秘情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(1) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

[条例の解釈]

(1) 「開示することができないとされている」とは、法令等の明文の規定をもって、開示が禁止されている場合のほか、明文の規定がなくとも、当該法令等の規定の趣旨、目的からみて、明らかに開示することができないと認められる場合を含む。ただし、当該法令等が第三者に対して本人の個人情報を保護することを目的として開示を禁止している場合は、本号には該当しない。

(2) 本号に該当するものとしては、次のようなものが考えられる。

ア 明文をもって本人に開示することが禁止されているもの

イ 手続の公開が禁止されている調停等

ウ 地方税法など特別法により守秘義務が課せられているもの

2 条例第15条第2号(本人以外の個人に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

(2) 開示請求者(第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

[条例の解釈]

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、住所、氏名といった基本的な情報はもとより、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴、経歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報、婚姻の有無、家族構成等に関する情報など開示請求者以外の個人に関するすべての情報をいう。

(2) 「開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、住所、氏名、自宅の電話番号、顔写真、識別番号等、当該情報から直接的に開示請求者以外の特定の個人が識別できるもの、及び当該情報からは直接的に開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、他の情報と併せることにより開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報をいう。照合の対象となる他の情報としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手しうるかも知れないような情報は含まれない。

(3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであることから、開示請求者以外の特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。

(4) もともと個人に関する情報であっても、条例第16条(部分開示)の規定により、住所、氏名等の記述を取り除くことにより開示請求者以外の特定の個人が識別できなくなったもので、開示しても当該個人の権利利益が害されないと認められるときは、本号には該当しないものとして開示しなければならない。

(5) 「ただし書イ」について

ア 「法令等の規定」とは、開示請求者が当該情報を知ることができることを定めている規定をいう。

イ 「慣行」とは、従来からの慣習として行われていることをいう。

〔慣行として開示請求者が知ることができる情報〕

(ア) 栃木県情報公開条例第7条第2号イの「慣行として公にされ」ている情報

(イ) 開示請求者が実施機関に提出した申請書の中の家族構成に関する情報

ウ 「知ることが予定されている情報」とは、開示請求者に実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている情報をいう。

(6) 「ただし書ロ」について

- ア 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現にこれらに対する侵害が生じている場合に限るものではなく、将来にわたってこれらに対する侵害が生じるおそれがある場合も含む。
- イ これに該当するかどうかの判断は、非開示とすることによって保護される第三者の権利利益と開示することによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行う。
- ウ 上記の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、ただし書き口に該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、条例第23条第2項及び第3項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならぬ。

(7) 「ただし書ハ」について

- ア 「公務員等」とは、国家公務員法及び地方公務員法に規定されるすべての公務員(特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。公務員については、一般職・特別職又は常勤・非常勤を問わず、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員もこれに含まれるが、懇話会、懇談会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員については、常勤、非常勤を問わない。公務員等であった者については含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、この規定が適用される。
- イ 「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。
- ウ 「独立行政法人等」とは、すべての独立行政法人と、独立行政法人法別表第一に掲げる特殊法人及び認可法人をいう。
- エ 「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- オ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。他方、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、この規定の対象となる情報ではない。
- カ この規定により、公務員等の職務遂行に係る情報については、公務員等の氏名を除き、開示しなければならないことになる。ただし書イにより慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当すると認められる場合には、氏名も併せて開示することになる。

3 条例第15条第3号(法人等に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

[条例の解釈]

- (1) 「法人その他の団体」とは、法人のほか法人格を持たない社団又は財団をいう。
- (2) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に関する情報には、一般の法人等に関する情報とは異なる性質が認められるため、本条第4号、第6号及び第7号で判断することとし、本号からは除外する。

- (3)「事業を営む個人」とは、地方税法第72条(事業税の納稅義務者等)第5項から第7項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、林産業等を営む個人をいう。
- (4)「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産等に関する情報をいい、当該事業とは関係のない個人に関する情報(例えば、当該個人の経歴等)は、本条第2号(本人以外の個人に関する情報)で判断する。
- (5)「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」には、法令等の権限に基づいて収集した情報だけでなく、法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報も含まれる。
- (6)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」に該当するかどうかは、本条第2号ただし書口と同様に判断するとともに、これに該当するとして開示しようとする場合には第三者保護のための適正な手続を経なければならぬ。
- (7)「イ」について
- ア 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産権的な権利に止まらず、信教の自由、学問の自由等の非財産権的権利も含む。
 - イ 開示することにより、上記の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、次に掲げる情報については、おおむね法人等又は事業を営む個人の権利利益を害するおそれがある、あるいはそのおそれがないと考えられる。
 - [権利利益を害するおそれがあると認められ、開示してはならないと考えられるもの]
 - (ア) 宗教法人、学校法人等活動状況等のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの
 - (イ) 生産技術上又は販売上のノウハウ等、他者に知られることが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの
 - (ウ) 経理、人事に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報
 - [権利利益を害するおそれがあると認められず、開示しなければならないと考えられるもの]
 - (ア) 法令等の規定により又は慣行として開示され、又は開示されることが予定されている情報
 - (イ) 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報
 - (ウ) 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の費用を負担することによって調査可能な情報
 - ウ 第47条の規定に基づく出資法人等も法人等に含まれるが、出資法人等の正当な利益の内容については、県の関与の方法、程度又は出資法人等の業務の性質等に応じて判断する必要があり、その非開示の範囲は、一般の法人等より狭いものとなる場合があり得る。
- (8)「口」について
- ア 「実施機関の要請」とは、実施機関が事務の必要があつて、法令等に規定された権限の行使によらずに、法人等又は事業を営む個人に提供することを求めるものをいい、実施機関の要請がないにもかかわらず法人等又は事業を営む個人が提出したものや法令等に規定された権限の行使によって提出を求めたものはこれに含まれない。
 - イ 「開示しないとの条件」とは、法人等又は事業を営む個人が情報の提供に際して、将来開示しないことを求める意思表示をしただけでは足りず、実施機関が当該条件を受け入れた上で、当該情報を受領していることを要する。
 - ウ 「任意に提供されたもの」とは、法人等又は事業を営む個人において、実施機関の要請を拒み得るものという。
 - エ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は当該事業を営む個人が開示していないという主観的な事実ではなく、当該法人等又は当該事業を営む個人が属する業界、業種等の慣行に沿って客観的に認められる事実をいう。
 - オ 「当該条件を付することが当該情報の性質上、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、例示されている「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの」のほかに、当該情報が開示に馴染まない性質を有しており、情報の提供を受ける時点において、開示しないとする条件を付したことが合理的と認められる事情が存在するものをいう。

4 条例第15条第4号(評価又は判断に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (4) 個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

[条例の解釈]

- (1) 「個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務」とは、実施機関が行う事務のほか、国、他の地方公共団体、民間法人等が行うものを含む。
- (2) 「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院又は診療所等において、専門的な見地から行われる診断、診察、検査、治療等の一連の行為をいう。
- (3) 「その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務」とは、本号に例示した指導、相談、選考、診断以外の事務であって、これらに類する個人の評価又は判断を伴う一切の事務をいう。
- (4) 「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、開示することにより、個人に対する評価又は判断を伴う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが客観的に認められる場合をいい、次に掲げる場合については、おおむね事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
- ア 開示することにより、今後反復継続して本人に対して行われる評価又は判断を伴う事務が適正に行われなくなる場合
- イ 開示することにより、今後の個人に対する評価又は判断が抽象化、形骸化し、当該事務を実施する目的が失われる場合
- ウ その他開示することにより、個人の評価又は判断を伴う事務若しくは将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある場合

5 条例第15条第5号(公共の安全と秩序の維持に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

[条例の解釈]

- (1) 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。
なお、ここでいう「犯罪」とは刑事犯をいい、行政犯については本条第7号イの問題となる。
- (2) 「犯罪の鎮圧」とは、集団的な犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴を提起し、遂行するため、証拠を発見、収集、保全し、また、被疑者を発見し、必要があればその身柄を拘束する活動をいう。
- (4) 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。
- (5) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収、追徴又は労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。
- (6) ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、または犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を及ぼすおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号でなく、第7号の事務又は事業に関する非開示

情報の規定により開示・非開示を判断することになる。

- (7) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測として専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するのが適当であり、このような規定としたところである。
- (8) 公安委員会及び警察本部長が保有する保有個人情報に含まれ得る情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
- ア 現に捜査(暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。)中の事件に関する情報であって、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報であって、開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
 - ウ 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
 - エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
 - オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
 - カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
 - キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
 - ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (9) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記(6)のとおり原則として本号の対象にならない。しかし、これらの行政法規に係る業務に関する情報であっても、風営適正化法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反事件の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報は、本号の対象となる。

6 条例第15条第6号(審議、検討又は協議に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (6) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

[条例の解釈]

- (1) 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか、執行機関の附属機関を含む。
- (2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間において行われる審議、検討又は協議に関する作成し、又は取得した情報をいう。
- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの干渉や圧力を招いて、当該審議等に係る自由な意見の交換や客観的、中立の立場での意思決定が不当に損なわれるおそれという。具体的には、次のような場合が考えられる。

- ア 開示することにより、実施機関以外のものからの干渉や圧力等により率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定が困難となる場合
- イ 未成熟な情報であって、開示することにより、本人に誤解を与える場合
- (4)「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報が確定的な情報と誤解されて流通した場合に、県民の間に大きな混乱を生じさせるおそれをいう。
- (5)「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、本来統一的に公表されるべきものが特定の者に開示された場合に、投機などにより情報を得た者に不当な利益をもたらし、あるいは特定の者に不利益を及ぼすおそれをいう。
- (6)審議等に関する未成熟な情報が開示された場合には、県民の間に混乱を招いたり、当該審議等に支障が生じるおそれは常時存在するものである。しかし、審議等の途中の情報もできるだけ開示して、県民に意見表明の機会を保障することも必要である。したがつて、本号該当性の判断に当たっては、当該情報の性質を十分考慮しなければならない。

7 条例第15条第7号(事務又は事業に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (7)県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

[条例の解釈]

- (1)「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、県の一機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が独自に行うものののみならず、県の機関が相互に協力して行うものなども含む。
- (2)本号イからホまでに具体的に掲げた事務又は事業は例示であるので、例示されたもの以外の事務又は事業については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、本号の適用があるものである。この場合においては、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを要するものである。
- (3)「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。
- (4)「監査」とは、主として観察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の成否を調べることをいう。
- (5)「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (6)「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (7)「試験」とは、人の知識、能力又は物の性能等を試すことをいう。
- (8)「租税」には、国税、地方税がある。
- (9)「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。
- (10)「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- (11)本号イに掲げる事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前

に開示することにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をする等のおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは、本号イに該当するものと考えられる。

- (12) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (13) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。
- (14) 本号ロに掲げる事務は、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるものである。これらの事務に関する情報の中には、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。
- (15) 「調査研究」とは、ある事柄を調べ、真理を探求することをいう。
- (16) 本号ハに掲げる情報の中には、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民等に提供する目的を損ねたり、試行錯誤の段階のものについては、開示することにより自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。
- (17) 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事をいう。
- (18) 本号ニに掲げる情報の中には、勤務評価や人事異動、昇任等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は非開示とするものである。
- (19) 本号ホに掲げる事業については、企業経営という事務の性質上、本条第3号の法人等に関する情報と同様の考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示とするものである。しかし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は、第3号の法人等とは当然異なり、本号ホに掲げる情報の非開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得ると考えられる。

8 条例第15条第8号(未成年者に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

- (8) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

[条例の解釈]

- (1) 「未成年者の法定代理人による開示請求がなされた」とは、未成年者の法定代理人が当該未成年者本人の保有個人情報について開示請求をした場合をいう。
- (2) 「開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの」に該当し、非開示となるものは、次のような場合が考えられる。

ア 法定代理人と未成年者の利益が相反している場合

- (ア) 法定代理人に虐待を受けた子どもの心情等の保有個人情報
- (イ) 法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合等における当該権利侵害に係る未成年者の保有個人情報
- (ウ) 未成年者本人の同意が得られている場合であっても、法定代理人と未成年者の利益が相反することが客観的に明らかな保有個人情報

イ 未成年者の意思に反して開示することとなる場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反することが明らかであるとき

- アに該当しない場合であって、法定代理人に開示することについて当該未成年者の意思を確認したところ、開示することにつき同意を得られなかった場合であって、開示請求に係る保有個人情報の性質、内容等から判断して、開示することが当該未成年者の利益に反することが明らかである情報

第4 保有個人情報の部分開示

[条例の定め]

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

[条例の解釈]

- (1) 「容易に区分して除くことができるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書を、損傷することなく、かつ、過度の時間と経費を要することなく分離することができるときをいう。
- (2) 本条第2項は、開示請求者以外の個人に関する情報は、個人が識別されなければ開示しても、通常は当該個人の権利利益を害するおそれないと考えられることから、原則として、個人識別性のある部分を除いた部分は、条例第15条第2号本文に規定する非開示情報に含まれないとみなして、部分開示義務を課すことを定めたものである。なお、個人識別性のある部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合には、条例第15条第2号本文に該当し、非開示とすることとなる。

第5 保有個人情報の存否に関する情報についての基準

[条例の定め]

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

[条例の解釈]

- (1) 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人からの表彰候補者リストに登載されている自己の保有個人情報の開示請求に対し、当該保有個人情報の存在を前提として非開示決定をすると、当該保有個人が表彰候補者リストに登載されていることが判明してしまう結果となり、あるいは、当該保有個人情報の不存在を理由とする非開示決定をすると、当該個人が表彰候補者リストに登載されていないことが判明してしまう結果となる場合等、保有個人情報の存否自体を明らかにすることにより、当該保有個人情報を開示したときと同様に、非開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがあるときをいう。
- (2) 保有個人情報の存在自体を答えることにより、非開示情報の保護利益が害される可能性は、理論的にはすべての非開示情報に存在するものであるから、本条は、条例第15条各号に規定するすべての非開示情報について適用されるものである。
- (3) 本条に該当する例としては、次のようなものが考えられる。

- ア 叙勲・表彰候補者リスト(条例第15条第4号)
イ 捜査関係事項照会・回答文書(条例第15条第5号)

第6 保有個人情報の訂正に関する基本事項

[条例の定め]

第27条 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

[条例の解釈]

- (1) 「この条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報」とは、条例第13条第1項の規定による開示請求及び条例第25条第1項の規定に基づく開示請求等の特例により開示を受けた保有個人情報のほか、法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報であって、当該法令又は他の条例に訂正の手続の規定がない場合は、当該保有個人情報をこの条例の規定により開示を受けた保有個人情報とみなすことから(条例第4

4条第4項)、当該保有個人情報も対象となる。

- (2)「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等客観的に正誤を判断することができる事項をいう。したがって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項については、本項の「事実」には該当せず、訂正請求の対象となり得ない。
- (3)「誤り」とは、個人情報を取り扱う事務の目的、内容及び当該個人情報の内容、性質等から判断して、事実とされるべき個人情報の内容と実際に記録されている保有個人情報の内容が合致していないことをいう。したがって、過去の一定の時点で収集した保有個人情報の内容が現在では正確でなくなった場合においても、収集した時点における資料として使用する限り、事実に合致しているものといえる。
- (4)「誤り」の形態としては、単純な記録の誤り、不十分な記録や文字等が読みにくいために読む者に誤解を生じさせる記載、電子計算機処理における入力ミス等が考えられる。
- (5)「訂正」とは、事実に合致しない保有個人情報の内容を事実に合致させることをいい、事実に合致していない保有個人情報の内容を事実に合致する内容に直すこと(狭義の訂正)のほか、不完全な内容に不足している内容を加えること(追加)及び事実に合致しない内容を削ること(削除)を含むものである。
- (6)第2項は、未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者及び成年被後見人を本人とする保有個人情報の訂正請求をすることができることを定めたものである。訂正請求の対象となる保有個人情報は、法定代理人が開示請求をして開示を受けた保有個人情報のほか、本人が開示請求をして開示を受けた保有個人情報も含まれる。
- (7)第3項は、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有個人情報が更新され、開示時点の内容とは異なっていたり、保存期間の満了により消去されることがあることから、制度の安定的な運営に配慮するためである。
- (8)本条は、訂正請求に関する一般的な規定であり、個々の個人情報を取り扱う事務の実施に当たり、個別の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し又は禁止するものではない。むしろ、実施機関は、第10条第1項の規定により、個々の個人情報を取り扱う事務の実施に当たり事実に関して誤りがあった場合には、当該事務の目的、内容及び当該個人情報の内容、性質等に即して、個人情報を訂正し、個人情報の正確性及び最新性を確保するよう努めることが義務付けられているものである。

第7 保有個人情報の訂正についての基準

[条例の定め]

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を訂正しなければならない。ただし、訂正請求に係る保有個人情報について訂正の権限がないとき、その他訂正しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

[条例の解釈]

- (1)「訂正の権限がないとき」とは、実施機関以外のものが自らの権限と責任において作成したもので、実施機関に訂正の権限がないときをいう。具体的には、市町村長が発行した住民票や各種の証明書、民間診療機関が作成した診断書等に記録されている個人情報が該当すると考えられる。
- (2)「その他訂正しないことにつき正当な理由があるとき」とは、実施機関が訂正しないことについて正当な理由があるときをいい、具体的には次のような場合が考えられる。
 - ア 正確な事実を把握できないとき。
 - イ 法令等の規定により訂正することが明らかに禁止されているとき。
- (3)「訂正しなければならない」とは、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を原則として訂正しなければならない義務があることを明らかにしたものである。

第8 保有個人情報の利用停止に関する基本事項

[条例の定め]

第35条 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して収集されたとき、又は第7条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第7条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供

の停止

- (3) 第10条第3項の規定に違反して消去されていないとき 当該保有個人情報の消去
2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用
の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」と
いう。)をすることができる。
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならな
い。

[条例の解釈]

- (1) 「開示を受けた自己の保有個人情報」とは、条例第19条第1項の規定により、全部又は
一部の開示決定を受けた保有個人情報をいう。
(2) 「第6条の規定に違反して収集されたとき」とは、次の場合をいう。
ア 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にせず個人情報を収集したとき(条例第6条1
項)
イ 個人情報を取り扱う事務の目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報が収
集されたとき(条例第6条1項)
ウ 適法かつ公正な手段によらず個人情報が収集されたとき(条例第6条1項)
エ 思想、信条など収集が原則として禁止されている個人情報が、法令等の規定に基づ
くときなどの適用除外に該当しないにもかかわらず収集されたとき(条例第6条第2項)
オ 本人からの収集の例外規定に該当しないにもかかわらず本人以外の者から収集さ
れたとき(条例第6条3項)
(3) 「第7条の規定に違反して利用されているとき」とは、条例第7条第2項各号に規定する
目的以外の目的で利用できるときに該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報を
取り扱う事務の目的以外の目的で保有個人情報が利用されているときをいう。
(4) 「第7条又は第9条の規定に違反して提供されているとき」とは、次の場合をいう。
ア 目的以外の目的で提供できるときに該当しない場合であるにもかかわらず、個人情
報を取り扱う事務の目的以外の目的で保有個人情報が提供されているとき。(条例第7
条第2項)
イ 法令等の規定に基づくときなど電子計算機等の結合により保有個人情報が提供でき
るときに該当しない場合であるにもかかわらず、当該電子計算機等の結合により保有
個人情報が提供されているとき。(第9条)
(5) 「第10条第3項の規定に違反して消去されていないとき」とは、保有する必要のなくな
った保有個人情報を消去せずに、当該保有個人情報を保有しているときをいう。
(6) 第2項は、未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者及び成年被後
見人を本人とする保有個人情報の利用停止請求をすることを定めたものであ
る。利用停止請求の対象となる保有個人情報は、法定代理人が開示請求をして開示を受
けた保有個人情報のほか、本人が開示請求をして開示を受けた保有個人情報も含まれ
る。
(7) 第3項は、利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなけれ
ばならない旨を定めたものである。これは、時間の経過とともに、保有個人情報が更新さ
れ、開示時点の内容とは異なっていたり、保存期間の満了により消去されることがあるこ
とから、制度の安定的な運営に配慮するためである。

第9 保有個人情報の利用停止についての基準

[条例の定め]

第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由が
あると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため
必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなら
ない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱
う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ
るときは、この限りでない。

[条例の解釈]

- (1) 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、条例第35条第1項各号に該当する違
反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事
務、保有個人情報を取り扱う事務の目的及び条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的
に行われる必要がある。

- (2) 「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第35条各号に該当する違反状態を是正することであり、「必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」とは、利用停止請求者が保有個人情報の消去を請求した場合であっても、利用の停止を行えば適正な取扱いを確保できる場合には、利用の停止を行えば足り、消去するまでの必要はないことである。
- (3) 「利用停止をしなければならない」とは、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報を原則として利用停止しなければならない義務があることを明らかにしたものである。
- (4) 「当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、保有個人情報の取扱いの実態のほか、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と、利用停止を行うことにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で判断されるべきものである。
- (5) 利用停止の効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報自体であり、利用停止がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政行為(処分)の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

第10 他の制度等との調整

[条例の定め]

第44条 法令等(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)その他実施機関が定める法令等を除く。以下この条において同じ。)の規定により、第24条第1項本文に規定する方法と同一の方法で自己の保有個人情報の開示を求めることができる場合における当該保有個人情報の開示については、当該法令等の定めるところによる。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは当該縦覧を第24条第1項本文の閲覧とみなして、謄本、抄本等の交付であるときは当該謄本、抄本等の交付を同項本文の写しの交付とみなして、それぞれ前項の規定を適用する。
- 3 法令等の規定により、自己の保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該法令等の定めるところによる。
- 4 法令等の規定により開示を受けた自己の保有個人情報について、当該法令等に訂正又は利用停止の手続の規定がない場合には、当該保有個人情報をこの条例の規定により開示を受けた保有個人情報とみなして、この条例による訂正請求又は利用停止請求をすることができる。

[条例の解釈]

- (1) 本条第1項は、法令等の規定に基づき閲覧又は写しの交付の手続きが定められているものについては、この条例に基づく保有個人情報の閲覧及び写しの交付を行わず、当該法令等の定める手続きにより行うことを定めたものである。
- (2) 本条第2項は、法令等に定める開示の方法が縦覧や謄本又は抄本等の交付であるときは、条例第24条第1項本文の閲覧又は写しの交付とみなして、第1項の規定を適用することを定めたものである。
- (3) 本条第3項は、法令等の規定に基づき訂正又は利用停止の手続きが定められているものについては、この条例に基づく保有個人情報の訂正又は利用停止を行わず、当該法令等の定める手続きにより行うことを定めたものである。
- (4) 本条第4項は、法令等の規定により開示を受けた保有個人情報について、当該法令等に訂正請求及び利用停止の手続きに関する規定がない場合は、この条例の規定により開示決定を受けた保有個人情報とみなして、訂正請求及び利用停止請求をすることができることを定めたものである。
- (5) 「保有個人情報の訂正又は利用停止を求めるができる場合」とは、他の法令等に本条の訂正請求及び利用停止請求と同様の趣旨の修正の申告、変更の届出、消去等の手続を定めた規定がある場合をいう。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。
- (6) 第1項の「法令」と自動車安全運転センター法
第1項の「法令」には、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)が含まれ、自動車安全運転センターが同法の規定により、経歴証明業務として本人の求めに応じて

交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わないこととなる。

第11 適用除外

[条例の定め]

第53条第3項 第3章の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により同法第4章の規定が適用されない個人情報については、適用しない。

[条例の解釈]

本条第3項に該当する個人情報の主なものは、次のとおりである。

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)第45条第1項に規定する個人情報

[行政機関個人情報保護法の定め]

第45条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については適用しない。

[行政機関個人情報保護法の解釈]

ア 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を行政機関個人情報保護法第4章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置施設や刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

イ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、行政機関個人情報保護法第4章の適用除外として明記している。

ウ 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更生法第48条の2第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

エ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる(恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。)。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかなるものであることから、適用除外としたものである。

オ 刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限」られている。

- (2) 刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する個人情報

[刑事訴訟法の定め]

第53条の2第2項 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第4章の規定は、適用しない。

[刑事訴訟法の解釈]

この規定の趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所(裁判官)の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている保有個人情報についても、行政機関個人情報保護法第4章の適用除外であると解される。